

坂城町教育委員会告示第1号

坂城町ベビーシッター利用支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7年 3月26日

坂城町教育委員会
教育長

坂城町ベビーシッター利用支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童の心身の健やかな成長の支援及び保護者の経済的負担の軽減を図るため、日常生活上の事情等により一時的に保育が必要となった保護者が認可外の居宅訪問型保育サービス（以下「ベビーシッター」という。）を利用する場合の利用料について、予算の範囲内で坂城町ベビーシッター利用支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、補助金等交付規則（昭和51年規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 保護者がベビーシッターを利用した日において、坂城町に住所を有し、満12歳に達する日の属する年度の末日までにある者をいう。
- (2) 保護者 ベビーシッターを利用した日において、坂城町に住所を有し、児童と同居し、かつ、養育している者をいう。
- (3) ベビーシッター 保護者が一時的に児童を保育できなくなった場合に、当該保護者に代わり当該児童の居宅等において保育を行う者及びそのサービスをいう。
- (4) ベビーシッター事業者 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2に基づき、認可外の居宅訪問型保育事業者として都道府県知事（政令指定都市の長及び中核市の長を含む。）に届出を行っている事業者をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助の対象者（以下「補助対象者」という。）は、日常生活上の事情や社会参加等により、一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が事業者からの請求により支払った料金のうち、純然たる保育サービスの提供対価（入会金、会費、キャンセル料、保険料、おむつ代等の保育サービスの提供に付随するもの及び割引券、クーポン等を使用した額を除く。以下、「保育料」という。）及びベビーシッターが保育サービスを提供するため、児童の居宅等まで通う際に要した交通費とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 保育料については、1回の利用（利用する児童と同居する他の児童が同時に利用した場合も1回とする。この号及び次号について同じ。）につき、1時間当たりの料金に2分の1を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額）と1,500円に利用した児童の人数を乗じた額とを比較して少ない額とする。ただし、年度ごとの利用時間は児童1人あたり48時間を上限とする。
- (2) 交通費については、1回の利用に要した交通費の2分の1の額（1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額）と600円とを比較して少ない額とする。

(交付申請等)

第6条 補助対象者は、坂城町ベビーシッター利用支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して申請するものとする。

- (1) ベビーシッター事業者を支払ったことを証する書類（事業者名、児童氏名、利用日、利用時間及び料金の内訳が確認できるもの）の写し
- (2) その他教育委員会が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、ベビーシッターを利用した日の属する月の利用分をまとめて翌月10日までにしなければならない。

(交付決定)

第7条 前条に規定する申請書を受理したときは、内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、坂城町ベビーシッター利用支援事業補助金（不交付）決定通知書（様式第2号）により補助対象者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 規則第15条第1項各号に該当する場合のほか、この要綱の規定に違反したと認めるときは、補助金の交付決定を取り消すものとする。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、当該交付決定を取り消した者に対し、坂城町ベビーシッター利用支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第9条 補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、既に交付された補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。